

生徒心得(抜粋)

1 校内心得

生徒は互いに人格を尊重し、長上には尊敬の念をもって接し、常に敬虔にして真面目な学習態度と責任ある行動をとらなければならない。

(1) 登下校

① 登下校時間

ア 登校時間…… 6時～8時30分

イ 下校時間…… 15時20分～20時までの間。

定期考査期間中(一週間前を含む)や行事関連の最終下校時刻は18時。
教員監督下での学級活動や部活動、委員会などの最終下校は20時。

② 最終下校後も校内に居残るときは、学級担任、クラブ顧問、または関係教員の許可を得なければならない(教員監督下であること)。その際、家庭に連絡すること(単独下校は避けること)。

③ 休日に登校して学校の施設(食堂での自習を除く)を利用しようとする場合(クラブ活動を含む)は、事前に学級担任、クラブ顧問または関係教員に許可を得ること(教員監督下であること)。

(2) 通学

① 自転車通学を希望する者は、所定の「自動車通学許可願」により許可を受け、使用する自転車には所定のシールを貼付しなければならない。

② 自宅以外の場所から通学する者は、予め学級担任を通じて校長の許可を受けること。

2 校内生活

(1) 登校後は無断で外出してはならない。やむをえず外出しなければならない場合は学級担任(不在の場合は学年主任)の許可を得なければならない。許可された場合は外出許可証が渡されるので外出中は常に携帯すること。

(2) 集会のときは、敏速に行動し静粛かつ良識ある態度を保つこと。

(3) 校内での飲食は定められた時間と場所を守ること。

(4) 常に教室内外の清潔整頓を心がけ、美化につとめること。

①清掃は各学級毎に当番を定め、教室及び特別清掃区域の清掃を行うこと。

②大掃除は適宜学校の指示によって行うこと。

(5) 携帯電話を、朝のSHR開始時より帰りのSHRが終了するまでは原則使用してはならない。家庭からの連絡は、原則として学校に入れてもらうこと(図書館は終日使用禁止)。

3 所持品

(1) 学校には常に身分証明書、および生徒手帳を携帯すること。

(2) 学習活動に不必要な読み物や物品、身分不相応な物品や多額な金銭は所持してはならない。

(3) 金銭、教科書、運動服、靴などの物品の貸借をしてはならない。

(4) 各自の携帯品には、すべて学年、組、氏名を明記すること。紛失したときは直ちに学級担任に届け出ること。なお、物品を拾得した場合は係りの教員または学級担任に届け出ること。

4 集会・掲示・施設用品の使用

(1) 生徒集会及び各種掲示、張り紙、陳列、配布等をする場合は関係教員を通じて校長の許可を受けなければならない。

- (2) 学校の施設や備品を使用する場合は、責任者を定めて関係教員を通じて学校長の許可を受けなければならない。なお、破損または紛失した場合は直ちに届けること。場合によっては、当該生徒にその全部または一部を弁償させることがある。

5 校外心得

生徒の服装及び言動は、個人ばかりでなく学校の名誉に係わるものであるから、品位を保つように自律自制しなければならない。

- (1) 通学
- ① 通学定期券は自宅及び学校の最寄り駅間とする。
 - ② 期限の過ぎた定期券、他人の定期券などの不正使用をしてはならない。
 - ③ バイク（原付自転車）、自動二輪・四輪車による通学は認めない。
- (2) 校外生活
- ① 校外生活においては特に公衆道徳及び交通規則を守ること。
 - ② 本校生徒としての品位を傷つける行為（飲酒、喫煙、暴行、脅迫、万引、薬物乱用等）はしてはならない。
 - ③ 風紀を乱すような場所、特に未成年者が出入りを禁じられている場所に入入りしてはならない。
- (3) 夜間遅く外出をしないこと。
- (4) 登山、旅行、アルバイト等
- ① 登山、旅行等を実施する場合は、予め所定の用紙（保護者の認証を含む）により、学級担任または顧問を通じ生徒指導部長を経て校長の許可を受けること。
 - ② やむを得ない事由によりアルバイトをする場合は所定の用紙により学級担任、生徒指導部長を経て校長の許可を受けること。その場合、報酬の使途を明確に報告しなければならない。
- (5) 対抗試合、学外組織への加入等
- ① 他校との対抗試合や合同の行事を計画し、実施しようとするときは、クラブ顧問、関係教員及び校長の許可を得なければならない。
 - ② 学校外の組織や団体に加入したり、その運動等に協力したりする場合は、保護者及び保証人の連署によって校長の許可を得なければならない。

6 休業中の心得

- (1) 休業中においても、登校時は校内心得を守ること。
- (2) 自分で計画をたて、その計画にもとづいて規律ある生活を営み、学力の充実と体力の増強をはかること。
- (3) 休業中に事故があったときは、直ちに学級担任及び学校に連絡すること。
- (4) 長期休業の場合は、別に諸心得を保護者宛に配布するので、生徒はそれを遵守しなければならない。

7 その他

- (1) 生徒の問題行動にかかわる指導措置は別に定める。
- (2) 氏名、住所、保護者、保証人に変更があった場合は、直ちに校長に届け出ること。
- (3) バイク、自動車等の免許証の取得については、その規定を遵守すること。
- (4) 自宅または自宅付近に法定伝染病が発生した場合は、速やかに学級担任に連絡し、適切な処置を講ずること。生徒本人または同居の家族が法定伝染病にかかった場合は、医師の証明があるまで登校を禁止する。